

令和7年度 長岡市中小企業人材確保奨学金返還支援事業補助金

従業員の 奨学金返還を支援します

従業員に奨学金返還の手当を支給したり、代理返還した企業等に補助金を交付します。
奨学金返還支援制度を導入して、従業員が働きやすい会社を目指しませんか？

補助額

1法人あたり **最大50万円**

従業員1人あたり

最大**10万円**×従業員**5人分**

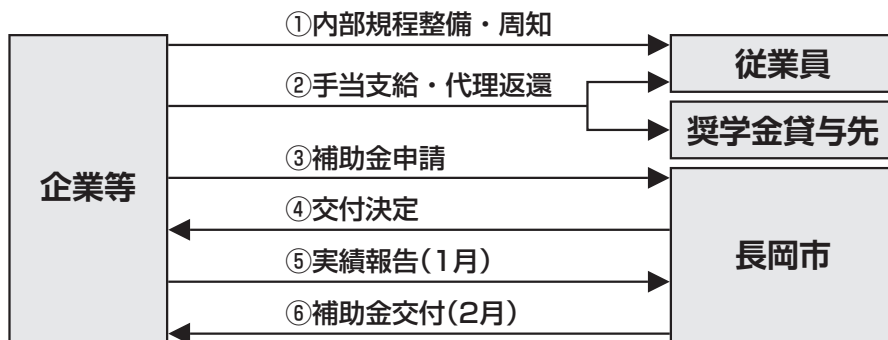
従業員の奨学金返還支援のために **令和7年1月～12月** に支給・代理返還した額
または同期間に返還された奨学金の額のいずれか低い額の1/2を補助します。

申請期間

令和7年 **7月1日(火)～9月30日(火)**まで

必着

申請の流れ



対象となる企業等

奨学金返還支援制度についての規程を定め、従業員に
手当の支給や代理返還を行っている次の企業等

(従業員が退職した場合に支給した手当の返還を求めるものや
代理返還した分について従業員に請求するものは対象外)

- ・市内に本店・本社がある中小企業※
- ・NAGAOKA WORKERを雇用する中小企業※
- ・市内に主たる事務所がある医療法人、社会福祉法人、
学校法人、協同組合等(常時雇用する従業員数が100人以下)
- ・市内に住所がある個人事業主

※資本金3億円以下の企業に限る

奨学金の要件

大学生、専門学校生、高専生を対象に次の団体等が貸
与する奨学金

- ・日本学生支援機構
- ・地方公共団体、大学、民間企業・団体

※特定の職に就いた場合等に返還が免除されるものを除く

従業員の要件

次のすべてに当てはまる者

- ・企業等からの支援を受けている期間を通して市内に
住所があり、かつその期間が3か月以上である
- ・雇用期間を定めず雇用されている
- ・令和7年4月1日時点で30歳以下
- ・奨学金を返還中である
- ・他団体から奨学金返還支援を受けていない
- ・役員等でない、役員等の同居の親族でない

奨学金返還支援制度導入のメリット /

